



# 宮 崎 県 公 報

平成22年4月8日(木曜日) 第 2173 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○指定代理納付者の指定…………… (税務課) 1	頁
○障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示…………… (総務事務センター) 1	
○救急診療所の認定…………… (医療業務課) 2	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 2	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… ( “ ) 3	
○指定居宅介護支援事業者に対する措置の命令… (長寿介護課) 3	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障害福祉課) 3	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定の辞退…………… ( “ ) 3	
○保安林の指定予定の通知 (4 件) …… (自然環境課) 3	

○保安林の指定解除の予定の通知…………… (自然環境課) 4	
○歳入の徴収及び収納の事務の委託…………… (管理課) 4	
○土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 5	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5	
○都市計画の変更 (2 件) …… (都市計画課) 6	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 6	
○県営住宅の設置等の一部改正…………… ( “ ) 6	

### 公 告

○土地改良区の役員の就任の届出…………… (農村整備課) 7	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… ( “ ) 7	
○土地改良区の清算人の就任の届出…………… ( “ ) 7	
○市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定 ( “ ) 7	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 7	
○基本測量終了の通知…………… ( “ ) 8	

### 監査委員公告

○包括外部監査結果報告に対して講じた措置…………… 9	
-----------------------------	--

### 海区漁業調整委員会指示

○漁業法に基づく指示 (4 件) …… 10	
------------------------	--

### 正 誤

○平成21年11月26日付け県公報 (第2137号) 中…………… 11	
--------------------------------------	--

## 告 示

### 宮崎県告示第 216号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 231条の2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 指定代理納付者の指定を受けた者

ヤフー株式会社 東京都港区赤坂9丁目7番1号

2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間

(1) ふるさと宮崎応援寄付金

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(2) 宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車税 (平成22年度に賦課したものに限り。)

平成22年5月1日から平成22年8月31日まで

障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県告示第 217号

#### 障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示

障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱 (平成18年宮崎県告示第 445号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この告示は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害者の雇用に努める企業及び授産施設等から物品の買入れを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(趣旨) 第 1 条 この告示は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害者の雇用に努める企業及び障害者支援施設等から物品の買入れを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 障害者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であって、第 4 条第 1 項の登録を受けたものをいう。  
ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「参加資格者要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有する者であること。  
イ・ウ [略]
- (3) 授産施設等 県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 2 条第 2 項第 4 号若しくは第 5 号又は同条第 3 項第 7 号に規定する事業を行うもの及び小規模作業所等福祉的就労の場を営むものをいう。

(登録の申請)

第 3 条 [略]

- 2 申請書の申請期間は、毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までとする。  
ただし、参加資格者要綱第 3 条第 3 項に規定する登載基準年においては 7 月 1 日から 7 月 31 日までとする。

(随意契約における取扱い)

第 10 条 [略]

- 2 知事は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び財務規則第 136 条の 3 の規定により、随意契約により授産施設等の供給できる物品の買入れをしようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、授産施設等からの買入れに努めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 218 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急診療所と認定した。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険西米良診療所	西米良村大字村所66番地 1

2 救急診療所の認定の有効期間

平成22年 3 月 31 日から平成25年 3 月 30 日まで

宮崎県告示第 219 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- (1) [略]
- (2) 障害者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であって、第 4 条第 1 項の登録を受けたものをいう。  
ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有する者であること。  
イ・ウ [略]
- (3) 障害者支援施設等 県内で障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設、同条第 21 項に規定する地域活動支援センター及び同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 14 項に規定する就労移行支援又は同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 2 条第 2 項第 4 号若しくは第 5 号又は同条第 3 項第 7 号に規定する事業を行うもの及び小規模作業所等福祉的就労の場を営むものをいう。

(登録の申請)

第 3 条 [略]

- 2 申請書の申請期間は、毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

(随意契約における取扱い)

第 10 条 [略]

- 2 知事は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び財務規則第 136 条の 3 の規定により、随意契約により障害者支援施設等の供給できる物品の買入れをしようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者支援施設等からの買入れに努めるものとする。

名 称	所 在 地	指定年月日
長友医院	宮崎県日南市北郷町郷之原乙1403番地 1	平成22年 2 月 1 日
トロン薬局	宮崎県都城市年見町23号 2 番地	平成22年 3 月 1 日

宮崎県告示第 220 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
長友胃腸科医院	宮崎県日南市北郷町郷之原乙1403番地 1	平成22年 1 月 31 日
トロン薬局	宮崎県都城市年見町23号 1 番地	平成22年 2 月 28 日

宮崎県告示第 221 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指

定した。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社銀星タクシー	宮崎県都城市吉尾町58番地42番地	有限会社銀星タクシー訪問介護事業部	宮崎県都城市吉尾町58番地42番地	平成21年1月23日
鍋倉設備工業株式会社	宮崎県日南市大字殿所字前田81番地1	デイサービススタイル	宮崎県日南市板敷7614-1	平成21年8月3日

#### 宮崎県告示第 222号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
合同会社 Life Create	宮崎県都城市上町4街区19号-ひろマンション2-A	居宅介護支援事業所シュン	宮崎県都城市前田町9街区11号

#### 2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県都城市前田町9街区11号	宮崎県都城市上町4街区19号-ひろマンション2-A	平成22年2月1日

#### 宮崎県告示第 223号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第83条の2第3項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者に対して措置を命じた。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		命令施行日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地		
4571500331	株式会社プラス・ワン介護設計ひむか	宮崎県西都市大字右松2503番地1	株式会社プラス・ワン	宮崎県西都市大字右松2503番地1	平成22年3月31日	居宅介護支援

#### 宮崎県告示第 224号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
上平野調剤薬局	日南市	薬局	平成22年4月1日
日南訪問看護ステーション	日南市	訪問看護	平成22年4月1日

#### 宮崎県告示第 225号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関はその指定を辞退した。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	辞 退 年月日
回生堂薬局	小林市	薬局	平成22年3月31日

#### 宮崎県告示第 226号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町板上字杉ノ内戊 906-1、戊 906-6、戊 945-17、戊 945-37
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は択伐による。  
字杉ノ内戊 906-1・戊 906-6・戊 945-17・戊 945-37（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 227号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町下鹿川字徳丸下申 256-19、申 256-20、申 256-27、申 256-33

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字徳丸下申 256-19・申 256-20・申 256-27・申 256-33 (以上 4 筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 228号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び

関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 229号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字戸ノ口山3170- 1、3173

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字戸ノ口山3170- 1・3173 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 230号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市高城町有水字測ノ元4472- 5 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養

- 3 解除の理由 保健衛生施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収及び収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収及び 収納事務	委 託 先	委 託 期 間
産業開発青年隊授業 料及び建設技術セン ター宿泊室等使用料	学校法人宮崎総 合学院	平成22年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで



## 宮崎県告示第 232号

土地収用法 (昭和26年法律第 219号。以下「法」という。) 第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称  
国富町
- 2 事業の種類  
国富町森永児童館 (仮称) 建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
宮崎県東諸県郡国富町大字森永字向ヶ原地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について  
国富町森永児童館 (仮称) 建設事業 (以下「本件事業」という。) は、法第 3 条第23号に規定する「社会福祉法 (昭和26年法律第45号) による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。  
以上から、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について  
国富町は、平成13年度策定の「第 4 次国富町総合計画」 (以下「総合計画」という。) において、児童館の積極的な活用等による子育て環境の整備や子育て支援体制の充実に努めることとしている。また、平成21年度及び平成22年度において予算計上を行い、財源措置が講じられていることから、起業者である国富町は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。  
以上から、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について
    - ① 事業の施行により得られる公共の利益について  
国富町では、核家族化、夫婦共働き家庭の一般化、地域での子育て機能の低下が進むなか、「総合計画」の中で、児童館の積極的な利用促進や児童遊園地の整備充実を図ることとした。  
起業地の存する森永地区においては、児童館の利用希望者が多いにもかかわらず小学校区内に児童館が設置されておらず、また、既存の児童館等まで距離があるため不便な状況にある。  
本件事業の施行により、児童に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることが可能となるとともに、子育て支援施策の充実が図られるものと判断できる。  
以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。
    - ② 事業の施行により失われる利益について  
起業地は、住宅地に隣接し従来より農作物を栽培している畑地であること、また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第75号) により起業者が

保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられないことから、自然環境への影響は軽微であると認められる。また、起業地は、文化財保護法 (昭和25年法律第 241号) による周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、試掘確認調査の結果、国富町教育委員会は、遺構の存在の可能性は薄く、慎重工事により施行を行うことが妥当であると判断している。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

## ③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、3 箇所の候補地の中から

- ア 必要な面積が確保できること
  - イ 敷地の造成が容易であること
  - ウ 交通の便が良く、児童が利用しやすい位置にあること
  - エ 隣接地への日照障害、騒音等の問題がないこと
  - オ 事業費において経済的であること
- 等の基準により候補地優劣を比較した結果、本件事業の施行地が最も適切であると認められる。

## ④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

## ① 事業を早期に施行する必要性

現在、森永地区には児童館が設置されておらず、児童の健全育成の場が確保されていない状況にあること、また、森永地区への児童館設置の要望があることから、本件事業を早期に整備する必要性が高いものと認められる。

## ② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

## 5 法第26条の 2 第 2 項に規定する図面の縦覧場所

国富町役場福祉課

## 宮崎県告示第 233号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 4 月 8 日から平成22年 4 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
12	県道	都城東 環状線	都城市五十 町4652番1 地先から同 市今町7358 番1地先ま で	旧	10.0 ～ 121.5	1826.0
			都城市平塚 町4868番1 地先から同 市梅北町1 71番1地先 まで		4.6 ～ 26.6	
			都城市五十 町4655番1 地先から同 市梅北町1 66番1地先 まで	新	10.0 ～ 121.5	3129.6
			都城市平塚 町4868番1 地先から同 市梅北町1 71番1地先 まで		4.6 ～ 26.6	

宮崎県告示第 234号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び西都市建設課において公衆の縦覧に供する。

1 都市計画の種類及び名称

西都都市計画道路 3・5・3号 御舟通線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

西都市大字妻字上妻、字高岸の各一部

(2) 削除した部分

西都市大字妻字上妻の一部

宮崎県告示第 235号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び西都市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

西都都市計画道路 3・4・4号 平田童子丸線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

西都市大字右松字勿田の一部

(2) 削除した部分

西都市大字右松字勿田の一部

宮崎県告示第 236号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 21-5	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市大字真方字 海蔵 396番4、11 、16、17、19、22	6.04	10.13	平成22 年3月 3日
			5.30	29.12	
			5.33		
			5.30	15.89	

宮崎県告示第 237号

県営住宅の設置等（平成17年宮崎県告示第 465号）の一部を次のように改正する。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
名 称	位 置	名 称	位 置
[略]		[略]	
県営横小路団地	宮崎郡清武町大字木原5331番地 1	県営横小路団地	宮崎市清武町木原5331番地 1
県営新川団地	宮崎郡清武町大字船引 633番地 6	県営新川団地	宮崎市清武町船引 633番地 6
[略]		[略]	

県営堅田原団地	小林立市大字真方1054番地1
県営海蔵団地	小林立市大字真方 381番地5
県営上原団地	小林立市大字水流迫 657番地2
県営南小林立原団地	小林立市大字真方 438番地3
県営城山団地	小林立市大字細野2991番地5
県営三松団地	小林立市大字堤3130番地1
県営堤団地	小林立市大字堤3005番地15
[略]	

県営堅田原団地	小林立市真方1054番地1
県営海蔵団地	小林立市真方 381番地5
県営上原団地	小林立市水流迫 657番地2
県営南小林立原団地	小林立市真方 438番地3
県営城山団地	小林立市細野2991番地5
県営三松団地	小林立市堤3130番地1
県営堤団地	小林立市堤3005番地15
[略]	

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、一ツ瀬川筋土地改良区(宮崎市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	齋 藤 勝	宮崎市佐土原町下田島 11697番地3

(任期:平成24年4月3日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区(宮崎市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	津 村 重 光	宮崎市船塚3丁目82番地1
監 事	鈴 木 隆	宮崎市大字熊野7024番地2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、東方土地改良区(小林立市)の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 就任した清算人

氏名	住 所
上 原 秋 良	小林立市大字東方2869番地1
長 塚 月 夫	小林立市大字真方5380番地口号
池之上 暎 吉	小林立市大字東方4169番地

山 内 昇	小林立市大字東方 771番地 4
木 場 重 男	小林立市大字東方2353番地 1
齊 藤 良 久	小林立市大字東方2748番地 1
高 佐 次 夫	小林立市大字東方2319番地 2
山之口 俊 光	小林立市大字東方2992番地 2
永 野 重 男	小林立市大字東方1909番地
上之蘭 勇 雄	小林立市大字東方3989番地
上 原 ム ッ	小林立市大字東方2907番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、五ヶ瀬町が行う土地改良事業(道の上地区、ため池等整備事業)の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成22年4月8日から平成22年5月12日まで
- 3 縦覧場所  
五ヶ瀬町役場環境建設課内

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成22年4月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-18)第2012号	(株)緒方組	緒方 英機	宮崎県小林市大字細野2026-1	特定	造園工事業	平成22年2月17日付けで廃業した旨の届	平成22年2月17日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第2083号	(株)生目設備	中竹 眞一	宮崎県宮崎市大字浮田32	一般	機械器具設置工事業	平成22年2月18日 "	平成22年2月18日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-19)第3702号	(株)東海興業	東濱 勝己	宮崎県日南市大字星倉2199	特定	土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成22年2月24日 "	平成22年2月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第3881号	(有)関屋建設	関屋 雅弘	宮崎県宮崎市平和が丘東町2-4	一般	建築工事業、大工工事業	平成22年2月10日 "	平成22年2月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第4612号	(有)中央建設	坂下 章	宮崎県都城市下水流町3294	一般	土工事業、とび・土工事業	平成22年2月17日 "	平成22年2月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-17)第4732号	(株)高鍋造園土木	前田 達志	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田2761-4	特定	塗装工事業	平成22年2月25日 "	平成22年2月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-18)第4858号	国富電機工業(株)	石山 国雄	宮崎県宮崎市大字跡江1358-10	特定	電気工事業	平成22年2月24日 "	平成22年2月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第4858号	国富電機工業(株)	石山 国雄	宮崎県宮崎市大字跡江1358-10	一般	電気通信工事業	平成22年2月24日 "	平成22年2月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第10125号	トーア総建(有)	松田 末広	宮崎県延岡市新浜町1-8935-82	一般	建築工事業	平成22年2月22日 "	平成22年2月22日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第11486号	門松建具店	門松 通	宮崎県都城市下長飯町1624	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、建具工事業	平成22年2月24日 "	平成22年2月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第12019号	トータルプランニング上久保	上久保 光男	宮崎県都城市高城町大井手2172-9	一般	大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成22年2月3日 "	平成22年2月3日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第12271号	(株)ミック・マツモト	松元 和宣	宮崎県都城市年見町32-5-1松元工業株式会社ビル内	一般	板金工事業、建具工事業	平成22年2月25日 "	平成22年2月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-20)第12463号	松本建設(株)	松本 純明	宮崎県宮崎市清水1-9-24	特定	造園工事業	平成22年2月10日 "	平成22年2月10日(一部廃業)

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、平

成21年宮崎県公報第2077号による基本測量(基本重力測量)が平成22年3月18日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があつ



た。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**監査委員公告**

平成20年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 4 月 8 日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄

宮崎県監査委員 石 井 浩 二

宮崎県監査委員 黒 木 覚 市

宮崎県監査委員 中 野 一 則

○ 平成20年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

- 1 包括外部監査の特定事件  
試験研究機関の財務事務について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置  
【監査対象 工業技術センター】

監査の結果	講じた措置
<p>物品の管理 宮崎県工業技術センター所属とされている重要備品 276件の内64件を重要備品現高調書と照合したが、その中で所管換を要するものが3件あった。他にもある可能性があり、早急に全件照合し直す必要がある。</p>	<p>物品の管理 所管換が必要とされた3件については、備品台帳の保管場所の記載の誤りであったため、訂正を行った。残りの備品については、全件照合した結果、誤りは見受けられなかった。 今後も、適正な物品管理事務の徹底を図っていく。</p>

【監査対象 総合農業試験場】

監査の結果	講じた措置
<p>1 収入に関する財務事務 ①本場の生産物処分同の生産日に誤記入があった。  ②茶業支場の調定が販売時点でのみ生産物台帳登記を行っており、持ち帰り分の生産物台帳を作成していなかったため遅れていた。  ③茶業支場の自動販売機電気料が公有財産の目的外使用許可をしている（社）宮崎県職員互助会宛とされていなかった。</p>	<p>1 収入に関する財務事務 ①米の生産日については、生産物台帳への登載基準日が明確でなかったため統一されていなかったが、現在は貯蔵できる状態になったときを生産日として記載するよう改めた。  ②平成20年度からは、荒茶として貯蔵できる状態となった時期に生産物台帳に登記するよう改めた。  ③平成20年11月分から互助会が設置契約している自動販売機の電気料の支払いは、公有財産の目的外使用許可をして</p>

	<p>いる（社）宮崎県職員互助会に対し、電気料金等請求書を発行するよう改めた。</p>
<p>2 支出に関する財務事務 使用料及び賃借料の支出命令書の起案日及び請求日が稟議確認日以後となっていた。</p>	<p>2 支出に関する財務事務 支出命令日以前の月日で出納員の確認日を誤って記載していたものであり、今後は記載誤りのないよう十分確認を行うこととした。</p>
<p>3 公有財産の管理 土地について、宮崎県作成の監査調書と登記事項要約書と照合した結果、面積が不一致であった。</p>	<p>3 公有財産の管理 平成20年度に財産台帳と登記事項との突合を行い、台帳誤記等の修正を行った。</p>
<p>4 物品の管理 備品について、整理票のシールが貼付されていないもの、はがれているもの、はがれかけているものがあつた。整理票は、備品の所管換えや処分等が発生した場合に、同様の備品が多数存在する場合は整理票による判断が不可欠となるため、シールははがれないように日頃から注意が必要である。</p>	<p>4 物品の管理 全備品について確認を行い、破損している整理票については貼り直しをして、適正な管理ができるよう整備した。</p>
<p>5 毒物・劇薬の管理 ①鍵の施錠ができない収納ケースに医薬品外劇薬が保管してあつた。  ②実査の結果、実際数量と帳簿数量とが不一致であつた。</p>	<p>5 毒物・劇薬の管理 ①当該収納ケースについては、老朽化により鍵が故障していたため、鍵の修繕を行い、施錠できる状態で管理するよう改善した。  ②薬品使用時に管理簿への記載漏れや集計の誤りが生じないように慎重な帳簿の管理を行うよう徹底した。</p>

【監査対象 畜産試験場】

監査の結果	講じた措置
<p>物品の管理 現品確認時、整理票が貼付していないものが1件あつた。</p>	<p>物品の管理 バンタイプの公用車の整理票が漏れていたもので、直ちに貼付した。</p>

【監査対象 水産試験場】

監査の結果	講じた措置
<p>1 支出に関する財務事務</p>	<p>1 支出に関する財務事務</p>

<p>物品購入事務処理で、一部未納品であるにもかかわらず、納品書への記載、及びこれに基づく消耗品出納簿への記載があった。納品書の差し替え等適切な処置をすべきであった。また、管理課による物品確認および都度の出納簿への記載といった原則が守られていない。さらに、物品購入要求書等は請求書に基づき後付で作成、送付されており所定の手続によっていない。定期的な棚卸もされておらず、出納簿の信憑性にも疑義があると言わざるを得ない。</p>	<p>検査員を複数下命し、必ず検査員が物品確認を実施した上で、消耗品出納簿に記帳することを徹底した。 また、至急の物品調達時でも、財務規則等に沿った手続で物品調達を行うよう徹底するとともに、場内のコンプライアンス研修を実施した。 さらに、定期的在庫と出納簿との確認を行い、出納簿に確認者名を記入することとした。</p>	<p>4 毒物・劇薬の管理 ①本場の一部課の中には、保管庫の鍵が誰にでも入手できる場所に保管されているところがあった。 ②本場で不用薬品として処分対象としたが、廃棄物業者が引き取れないとのことで、そのまま残っている薬品があった。安全管理上も、早期に処分の検討が必要である。 ③劇毒物以外の薬品については、受払台帳等の記帳、実地棚卸はなされておらず、十分な管理がされているとはいえなかった。</p>	<p>4 毒物・劇薬の管理 ①全ての保管庫の鍵を管理課の鍵ボックスに保管し、管理することとした。 ②指摘のあった薬品については、平成21年3月11日に廃棄処分した。 ③「宮崎県水産試験場毒物及び劇物等の管理要領」を定め使用簿の作成及び在庫量の定期点検等を義務づけた。</p>
<p>2 公有財産の管理 ①土地について、宮崎県作成の監査調書と登記事項要約書と照合した結果、面積が不一致であった。 ②小林分場米良試験地については、平成20年6月に飼育魚を全て小林分場に移し、以降については使用の見込みがなく、財産調整委員会に「有効活用の協議を提案していきたい」との回答を得ているので早期に実行していただきたい。本場の水産研修館は、従来地元漁業関係者の研修や小学生等の見学等で活用されていたが、建物の老朽化による危険性、維持費用の増加および漁具等の雨漏りなどによる劣化等を考えるに、出来る限り早いうちに対策を講じるべきものと思われる。本場の回遊魚施設についても、現在はアカマガイの飼育に一部使用されているのみで、決して有効活用されている状況とは言えない。</p>	<p>2 公有財産の管理 ①登記簿と照合し、公有財産台帳の再整備を行った。 ②米良試験地は、立地条件等の課題があり地元漁業者等の利用希望もなかったため、今後は、処分も含めて公有財産調整委員会に検討を依頼することとしたい。 水産研修館及び回遊魚施設については、現在のところ補修のための必要な財源が確保できないため、主に倉庫として使用しているところである。このため、両施設で行っていた研修等については、場内の他の施設を活用することとした。</p>	<p>5 知的財産権に関する財務事務 「宮崎県職員の職務発明等に関する規程」第9条に基づき本年度取得時の発明者に対しては往査時点では登録補償金が支払われていなかった。早急に規程に従った処理を行う必要がある。</p>	<p>5 知的財産権に関する財務事務 平成21年4月24日に支払いを完了した。</p>
<p>3 物品の管理 ①レオメーターについて、老朽化による廃棄を理由に代替品を平成20年1月に取得しているが、古いレオメーターについては往査時現在廃棄処分の伺いまでしか処理をしておらず手続が遅延している。 ②実際の備品整理票と備品出納簿の備品番号に相違のある備品が2件(分光光度計、コンプレッサー)あった。</p>	<p>3 物品の管理 ①平成20年11月13日付けで廃棄処分した。 ②平成17年度の備品電算化時の誤入力と確認できたので、登録修正を行った。</p>	<div style="text-align: center; background-color: #808080; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-bottom: 10px;"> <h3>海区漁業調整委員会指示</h3> </div> <p><b>宮崎海区漁業調整委員会指示第85号</b> 漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、カサゴの採捕について、次のとおり指示する。 平成22年4月8日 宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽 宮崎県の地先海面においては、平成22年4月8日から平成27年3月31日までの間、全長18センチメートル以下のカサゴの採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的とする採捕であって、宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合は除く。</p> <hr/> <p><b>宮崎海区漁業調整委員会指示第86号</b> 漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、延縄を使用したカサゴの採捕について、次のとおり指示する。 平成22年4月8日 宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽 (承認) 1 共同漁業権内でカサゴを主漁獲物とする延縄漁業(以下「かさが延縄漁業」という。)を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。 (承認の手続き等) 2 承認申請の期間等承認を受けるために必要な手続きは委員会が別に定める。</p>	

(承認の定数)

3 委員会は、下表に掲げる操業区域ごとに定めた隻数を上限として承認するものとする。

操業区域	承認する隻数の上限
共同漁業権第 1 号から第 9 号内	44
共同漁業権第 9 号から第 12 号内	26
共同漁業権第 13 号及び第 14 号内	10
共同漁業権第 14 号から第 18 号内	45

(承認の内容並びに制限又は条件)

4 委員会は、漁業調整又はカサゴ資源の保護培養のために必要がある場合には、かさご延縄漁業の承認に当たり、内容並びに制限又は条件を付けることがある。

(承認の取消)

5 委員会は、承認を受けた者が次に掲げる事項に該当することとなった場合には、その承認を取り消すことがある。

- 1) この指示に基づく承認の内容若しくは制限又は条件に違反したとき
- 2) カサゴの採捕に関する委員会指示に違反したとき
- 3) 漁業調整又はカサゴ資源の保護培養のために委員会が特に必要と認めるとき

(指示の有効期間)

6 この指示の有効期間は、平成22年4月8日から平成27年3月31日までとする。

**宮崎海区漁業調整委員会指示第87号**

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第 1 項の規定により、かさご延縄漁業の漁獲量の上限について、次のとおり指示する。

平成22年 4 月 8 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

1 共同漁業権内でカサゴを主漁獲物とする延縄漁業(以下「かさご延縄漁業」という。)が年間に採捕できるカサゴの漁獲量の上限は、操業区域毎にそれぞれ下表のとおりとする。

操業区域	漁獲可能量
共同漁業権第 1 号から第 9 号内	6.4トン
共同漁業権第 9 号から第 12 号内	1.2トン
共同漁業権第 13 号及び第 14 号内	3.1トン
共同漁業権第 14 号から第 18 号内	2.3トン

2 宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、1に定めるカサゴの漁獲量の上限の 8 割に達した場合には、かさご延縄漁業の承認を受けた者に対し通知するとともに、毎日の漁獲実績の報告の提出を命じることができるものとする。

3 委員会は、1に定めるカサゴの漁獲量の上限を超過し、若しく

は超過するおそれがある場合には、かさご延縄漁業の承認を受けた者に対し当該漁業の採捕停止を命じることができるものとする。

4 かさご延縄漁業の承認を受けた者は、委員会が 3 によりかさご延縄漁業の採捕停止を命じた場合には、その命令に従わなければならない。

5 この指示の有効期間は、平成22年4月8日から平成23年3月31日までとする。

**宮崎海区漁業調整委員会指示第88号**

宮崎海区における試験操業(許可漁業の内容若しくは制限又は条件の見直しに係る影響を検証するために実施する試験的な操業をいう。以下同じ。)について、漁業法第67条第 1 項の規定により次のとおり指示する。

平成22年 4 月 8 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

(試験操業の実施の条件)

1 宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、知事から試験操業の実施の協力要請があった場合には、次の事項について関係漁業協同組合等の合意を得るものとし、合意が得られた場合には、その旨を知事に通知するものとする。

- 1) 試験操業の目的を理解し、その目的達成のための委員会への協力
- 2) 試験操業の目的を達成するために必要な最小限の実施者の数の決定及び選定
- 3) その他試験操業に当たって必要があるとして委員会が指示した事項

(試験操業の実施者の責務)

2 関係漁業協同組合及び試験操業の実施者は、委員会の求めに応じて試験操業の検証や当該漁業許可の今後の取扱いを検討するために必要な情報を提供しなければならない。

3 関係漁業協同組合及び試験操業の実施者は、1の合意事項を遵守しなければならない。

(試験操業の検証及び建議)

4 委員会は、試験操業が終了し知事から試験操業の影響評価の報告があった場合、現地ヒアリング等によりその検証を行うとともに、当該漁業許可の今後の取扱いについて知事に建議するものとする。

(指示の有効期間)

5 この指示の有効期間は、平成22年4月8日から平成25年3月31日までとする。

**正 誤**

平成21年11月26日付け県公報(第2137号)中

ページ	行	誤	正
6	2	区域の 限 定	区 分

--	--